

南阿蘇村戸建て木造住宅耐震改修等事業のお知らせ 戸建て木造住宅の耐震化を支援します



村では地震に強いまちづくりを目指し、戸建て木造住宅の耐震性を向上させるため、一定の条件を満たす戸建て木造住宅の以下に掲載する耐震化工事等費用の一部を補助します。この機会にご自宅の耐震化について、ご検討ください。

各補助メニュー共通の要件

- ①村に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの
 - ②在来軸組構法、枠組壁工法または伝統的構法によって建築された地上階数が3階以下のもの
 - ③昭和56年5月31日以前に着工したものまたは平成28年熊本地震により**り災**したことが確認できるもの
 - ④住宅の所有者かつ居住者で、村税の滞納のない人
- ※要件は主要なものを抜粋しています。詳細については定住促進課へお問い合わせください。

補助メニュー一覧

補助メニュー	個別要件	補助率	補助金の額
①耐震改修設計工事 耐震改修設計から耐震改修工事まで総合的に実施するものの補助	耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けたことがないもの	80%以内	最大 100万円
②耐震改修設計 耐震改修工事を行うための設計費の補助	共通要件のみ	2/3以内	最大 20万円
③耐震改修工事 耐震改修設計を基に行う、住宅の改修工事費の補助	耐震診断の結果、倒壊の危険性があるもの	50%以内	最大 60万円
④建替え設計工事 耐震性がない住宅を解体し、同じ敷地での建替え設計工事費の補助	耐震診断の結果、倒壊の危険性があるもので、省エネ基準などに適合した住宅を建築すること	80%以内	最大 100万円
⑤耐震シェルター工事 家屋が倒壊しても一定の空間を確保するための耐震シェルターの設置費の補助	旧耐震：共通要件のみ 新耐震：耐震診断の結果、倒壊の可能性がある、または大規模半壊以上の り災 をしている住宅	50%以内	最大 20万円

補助メニュー	個別要件	自己負担の額
⑥耐震診断 戸建て木造住宅の耐震診断を行うための耐震診断費用の補助	他の補助制度などによる補助金の交付を受けて耐震診断を行っていないもの	5,500円程度

※熊本県の耐震診断士派遣制度が令和2年度に終了したため、南阿蘇村の派遣制度を令和3年度より創設しました。

令和6年度事業受付

受付期限：10月31日（木）【土・日・祝日を除く】まで

※提出書類やその他詳しいことは、事前に定住促進課へお問い合わせください。

〈問い合わせ〉定住促進課 定住促進係 TEL0967（67）2705